

重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス

< 令和 8 年 6 月 1 日 現在 >

入居者： _____ 様

事業者： 社会福祉法人 鴻鵠の会

【 法人概要 】

法人名称 社会福祉法人 鴻鵠の会
代表者 理事長 山崎 きくえ
法人本部所在地 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4
法人設立 平成25年2月（創立 平成11年11月）

1 事業所の概要

施設種別 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
事業所名 地域密着型特別養護老人ホーム おたっしや倶楽部
（指定番号 第1176517546号 さいたま市）
所在地 さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1
電 話 048-643-8700
ファックス 048-643-8711
通常の事業の実施地域 さいたま市（うち浦和区、大宮区、緑区、南区、見沼区、中央区
の一部地域に限る）
施設長 山崎 きくえ

(1) 施設の概要（構造）

敷 地		992.02㎡
建 物	構 造	鉄骨造 地上3階建て 搭屋1階 耐火建築物
	延べ床面積	1,050.29㎡
	利用定員	利用されていない居室がある場合（24人未満）

(2) 施設の概要（居室）

居室の種類	室 数	面 積	一室当たりの面積	備 考
ユニット個室	4室	49.76㎡	12.22㎡	
ユニット個室	10室	126.20㎡	12.62㎡	
ユニット個室	8室	101.52㎡	12.69㎡	
ユニット個室	2室	25.40㎡	12.70㎡	

(3) 施設の概要（設備）

設 備	室 数	面 積	備 考
共同生活室(食堂・機能訓練室)	2 室	各 3 0 . 7 0 m ²	
談話コーナー	2 室	各 4 . 7 0 m ²	
介護職員室	2 室	各 6 . 6 2 m ²	
介護材料室	2 室	各 6 . 6 2 m ²	
個人浴室・脱衣室	1 室	9 . 2 9 m ²	
機械浴室・脱衣室	1 室	9 . 2 9 m ²	
医 務 室	1 室	1 1 . 3 0 m ²	
事 務 室	1 室	1 2 . 2 2 m ²	
相 談 室	1 室	5 . 4 6 m ²	
厨 房	1 室	2 8 . 7 0 m ²	

(4) 職員体制

職 種	職 務 内 容	職 員
施 設 長	施設の職員管理及び業務の管理を一元的に行います。	1 名
医 師（嘱託医）	入居者の健康状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとります。	1 名
生 活 相 談 員	入居者及びその身元保証人等からの相談に応じ、必要な助言・その他の援助を行うと共に、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行います。	1 名以上
看 護 職 員	入居者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行います。	1 名以上
介 護 職 員	入居者の入浴・排泄・食事等の介助及び援助を行います。	8 名以上
管 理 栄 養 士 又 は 栄 養 士	入居者の栄養マネジメント計画書の作成、献立作成、栄養指導、職員の指導等を行います。	1 名以上
機 能 訓 練 指 導 員	入居者の機能の減衰を防止するための訓練を行います。	1 名以上
調 理 員	献立に基づき、給食を調理し、配膳を行います。	1 名以上
事 務 職 員	必要な事務を行います。	1 名以上
介 護 支 援 専 門 員	入居者の施設サービス計画作成を行います。	1 名以上

2 事業の目的及び運営方針

- (1) 事業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話・機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すことを目的としています。
- (2) 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- (3) 事業者は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 施設サービスの内容と費用

(1)介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
食 事	入居者の状況に応じて適切な食事介助を行います。 朝食) 8 : 0 0 ~ 9 : 3 0 昼食) 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0 夕食) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0
入浴及び清拭	週 2 回の入浴又は、清拭を行います。 寝たきり等の方は、機械浴も可能です。
排 泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
整容等	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 毎日、起床時及び就寝時に着替えの支援を行います。 寝たきり防止のため、出来る限りの離床に配慮します。 シーツ交換は週 1 回実施します。
機能訓練	身体機能の低下防止の為、機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行います。
健康管理	医師や看護師、管理栄養士が健康管理を行います。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人等からの相談に応じます。

(2)費用

入居者の方からいただく利用負担額は次表のとおりです。

①介護保険の給付の対象となるサービス

本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。
介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とします。

＜利用料金の目安＞ ユニット型個室／1日につき

要介護区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
利用者負担額 (1 割の場合)	約 573 円	約 710 円	約 762 円	約 836 円	約 917 円	約 994 円	約 1,069 円

<各種加算料金の目安>

項 目			サービス単位	利用者負担額	備 考
				1 割の場合	
医療連携強化加算			58／日	約 63 円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
看護体制加算	(Ⅱ)		8／日	約 9 円／日	看護職員配置状況によりいずれかを算定
	(Ⅳ)	イ	23／日	約 25 円／日	
夜勤職員配置加算			18／日	約 19 円／日	夜勤職員配置状況により算定
個別機能訓練加算			56／日	約 61 円／日	機能訓練指導員により機能訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算			120／日	約 130 円／日	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算			200／日	約 217 円／日	医師が緊急に利用を必要と判断した場合（最大 7 日/月）
利用者に対して送迎を行う場合			184／片道	約 199 円／片道	居宅と事業所間の送迎を行った場合
緊急短期入所受入加算			90／日	約 97 円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
療養食加算			8／回	約 9 円／回	厚生労働大臣が定める療養食を提供していることにより算定 1 日 3 回まで
在宅中重度者加算			421／日	約 456 円／日	中重度者を受け入れ、訪問看護の提供を受けた場合
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)		3／日	約 3 円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)		4／日	約 4 円／日	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)		22／日	約 24 円／日	介護職員配置状況によりいずれかを算定
	(Ⅱ)		18／日	約 19 円／日	
	(Ⅲ)		6／日	約 6 円／日	
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰイ)		所定単位数の	163/1000 加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善等の実施によりいずれかを算定
	(Ⅰロ)		所定単位数の	176/1000 加算	
	(Ⅱイ)		所定単位数の	159/1000 加算	
	(Ⅰロ)		所定単位数の	172/1000 加算	
	(Ⅲ)		所定単位数の	136/1000 加算	
	(Ⅳ)		所定単位数の	113/1000 加算	

※介護報酬計算方法 介護報酬は、原則として以下のように計算します。
介護報酬＝（サービス毎に定められた単位数＋加算単位数）×地域別単価（10.83 円）

②その他、介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスの利用料は全額負担となります。

項 目	料 金	備 考
居住費	3,700 円／1 日あたり	入院・外泊時もご負担いただきます。
食 費	2,400 円／1 日あたり	朝食・昼食・夕食 800 円／1 食あたり (特別食は1,000 円／1 食となります)
日用品費	実費	個人用の日用品等（歯ブラシ・ティッシュ等）で、 利用者の希望を確認した上で提供されるもの
行事参加費	実費	クラブ活動や行事における材料費・物品費等
理美容	実費	
電気代	50 円／1 日／1 台あたり	お持込みの電化製品に関し、1 台につき ※冷暖房器具の持込に関しては別途相談

※利用料支払いについては、入居者の身元引受人等が責任を持って支払っていただくことで了承願います。3 ヶ月を超えて利用料が未納の場合は、退居していただく場合がございます。

(3) 利用料等の支払い方法

毎月、月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求いたします。
翌月末日までに指定口座へ振り込みをお願いいたします。

振込先：武蔵野銀行 大宮支店（店番 034） 普通 1127136
社会福祉法人鴻鵠の会 理事長 山崎きくえ

(4) サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

受付窓口	：	生活相談員
解決責任者	：	事務長
電 話	：	048－643－8700
F A X	：	048－643－8711
受付時間	：	10：00～16：00（月曜日～金曜日）

※当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
市町村が設置する相談窓口や援助機関からの調査・支援要請があった場合には、これに協力するよう努めます。

- ・さいたま市役所 介護保険課 電話：048－829－1264・1265
- ・大宮区役所 高齢介護課 電話：048－646－3067
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048－824－2568

(5) 第三者評価制度に基づく評価実施状況

- ①福祉経験者及び有識者 推進会議（隔月開催）にて実施
- ②当法人の監事・評議員 年 1 回実施

4 事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにさいたま市、関係機関、入居者の身元引受人等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況とその際に行った処置を記録します。
- (3) サービス提供により入居者に損害を与え、賠償が必要となった場合は、速やかに損害賠償を行います。

5 非常災害時の対応方法

消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

また、非常災害もしくは感染症蔓延時であっても、必要なサービスを継続するために事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練・研修及び見直しを実施します。

6 緊急時の対応方法

施設サービス提供中に入居者の病状が急変した場合、またはその他必要な場合には、あらかじめ定められた嘱託医または協力医療機関による対応、その他適切な方法により必要な措置を速やかに講じます。

7 協力医療機関等

病院名	飯島医院
診療科	内科・循環器科
所在地	さいたま市大宮区吉敷町3-28
電話番号	048-641-7205

病院名	特定医療法人双愛会 大宮双愛病院
診療科	外科・内科・整形外科 他
所在地	さいたま市大宮区堀之内町2-160
電話番号	048-643-1200

病院名	社会医療法人 さいたま市民医療センター
診療科	外科・内科・脳神経外科 他
所在地	さいたま市西区島根299-1
電話番号	048-626-0011

病院名	医療法人社団アカデミー セガワ歯科医院
診療科	歯科
所在地	さいたま市浦和区木崎2-34-11
電話番号	048-834-0118

病院名	わかば医院
診療科	内科・糖尿病内科・神経内科
所在地	さいたま市浦和区上木崎4-11-20
電話番号	048-831-9204

病院名	医療法人千秋会 里村医院
診療科	内科・循環器内科・糖尿病専門外来・皮膚科 他
所在地	さいたま市北区植竹町1-157
電話番号	048-663-2158

8 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業員に対する研修の実施、苦情 処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 身体的拘束等の適正化

サービス提供にあたり、入居者又は他の入居者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該時点における利用者の心身の状況、並びに緊急かつやむを得ない理由を記録します。

10 施設利用にあたっての留意点

面会・来訪	面会時間は、 13：00～20：00 です。 施錠の為、 17時以降 の面会は、事前にご予約ください。 入居者の介助・宿泊の為の来所は、事前にご相談ください。 来所時は、面会票に面会者全員の名前等をご記入ください。
喫 煙	施設内は健康保持の為、施設内 禁煙 です。
外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に必ず訪問先と帰宅日時を職員に申出てください。また、訪問先について家族に連絡をし、了解を得た場合に外出ができることとします。
所持品管理	所持品等の紛失、破損等の責任は負いかねますので、記名厳守ください。所持品管理はご家族でお願いします。
ペット飼育	施設内へのペットの持ち込み・飼育はお断りします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、用法に従ってご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音や他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。
ハラスメント行為	ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除となる場合があります。
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動は、ご遠慮下さい。

【重要事項説明確認】

地域密着型特別養護老人ホームおたっしや倶楽部（短期入所）の重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

【法人】所在地：〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4号

名 称：社会福祉法人 鴻鵠の会

理事長 山崎 きくえ

【事業所】所在地：〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1号

名称：地域密着型特別養護老人ホーム

おたっしや倶楽部

説明者

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービス提供内容について同意しました。

令和 年 月 日

【入居者】住 所 〒

氏 名

【身元引受人】 入居者との関係 []

住所 〒

氏 名